

令和7年1月15日

クロルピクリン剤の販売店の皆様

クロルピクリン剤をご購入された方からのチェックシート Q&A

クロルピクリン工業会

この Q & A 文書は、チェックシートに関してよくある質問に対する回答を提供するため作成いたしました。ご覧いただきありがとうございます。

- Q)** クロルピクリン剤購入者様の圃場が住居に近い場合は、どのようにすればよいでしょうか？
- A)** クロルピクリンを使用する圃場が住居等の周辺にある場合は、周辺住民等に健康被害が生じないよう、被覆資材としてガス難透過性フィルムを使用し、また、高温時や住宅が風下になるといった場合は、クロルピクリン剤の使用を控えることをクロルピクリン剤購入者様に確認してください。これらの対応が難しい場合は、他の土壌消毒剤使用を検討するように勧めてください。
- Q)** チェックシートは、劇物譲受書とあわせて保管する必要があるのでしょうか？ チェックシートの保管について、どのような管理が必要でしょうか？
- A)** チェックシートは劇物譲受書とあわせて保管していただくなくても構いませんが、劇物譲受書と同じ期間（5年間）保管いただくことを目安としていただけますと幸いです。また、紛失や流出をしないよう、慎重な管理をお願いいたたく存じます。
- Q)** 購入者が、チェックシートへの記入を拒否した場合はどうすればよいでしょうか？
- A)** チェックシートへの記入はあくまでも任意ですので、記入を拒否される方に強制することはできません。クロルピクリン剤の適正使用にご理解をいただけるよう、可能な範囲で説明していただければと存じます。
- Q)** チェックシートが足りなくなった場合は、どのようにすればよいでしょうか？
- A)** クロルピクリン工業会にご連絡いただければ、ご提供することができます（在庫数量が少ない場合、ご希望の枚数のご提供が難しい場合もあります）。クロルピクリン工業会のホームページにチェックシートの雛形を掲載していますので、必要枚数が大量でなければ、そちらを印刷してお使いください。（下記参照）

その他、ご質問などがございましたら、下の連絡先までお気軽にお問合せください。ご協力、誠にありがとうございます。

また、チェックシートを回収する際に、農林水産省が発行するクロルピクリン剤啓発チラシをお渡しいただくよう、重ねてお願いいたします。

【連絡先】

クロルピクリン工業会

Eメール jcma@chloropicrin.jp

電話番号 03-3553-7050

ホームページ（チェックシートの雛形掲載） <https://www.chloropicrin.jp/fm/shiryo.html>

以上